

教育機関と福祉機関の連携をめざす取組について（案）

【ねらい】

障害児者に関わる教育機関と福祉機関が、お互いの立場や取組を理解し合い、顔の見える関係づくりを図っていくことにより、それぞれの立場で何ができるか、一緒に考える機会とする。

【具体案】

●福祉から教育への働きかけ

- 各区基幹相談支援センターや各区地域自立支援協議会等が、各種校長会議で障害児者への相談支援体制や、障害者相談支援センターの役割などについて説明する。

＜例＞ 市立小学校長会支部校長会議（各区ごとに開催）

市立中学校長会地区校長会議（川崎、幸・中原、高津・宮前、多摩・麻生地区）

市立高等学校長会（全市）

- 福祉機関の担当者が、次の各特別支援教育にかかわる担当者会議や研修会等で、福祉機関の仕組みや取組、具体的な支援方法、考え方などについて説明する。

＜例＞ 特別支援教育コーディネーター連絡会議（年4回）

特別支援学級担当者会（年4回）

特別支援学校担当者会（年3回）

市立特別支援学校夏季公開研修（夏季休業中）

保護者・教職員向け講演会の開催など

●教育から福祉への働きかけ

- 特別支援教育を担当する教育委員会指導主事が、福祉機関が集まる会議等で、学校教育や特別支援教育の仕組みや取組、具体的な支援方法、考え方などについて説明する。

＜例＞ 障害者相談支援センターと保健福祉センター等合同連絡会（月1回程度）

各種研修

- 教育委員会において作成している個別の指導計画（サポートノート）を改訂する際、福祉機関側の意見が求められた場合には、川崎市地域自立支援協議会として協力していく。